

山田・後閑・鉾立・胸上小学校再編準備委員会 第1回通学安全部会 会議録（要点筆記）

■ 日 時 令和8年9月14日（月）19：30～20：20

■ 場 所 胸上小学校 ミーティングルーム

■ 出席者 ○部会委員

尾上早紀部会長 中島祥子副部会長 藤原明美委員 栗井みずほ委員 中田樹志委員
福島智子委員 一守行将委員 加門光江委員 藤原慎之介委員
板野慎一郎委員 佐藤武信委員 藤田直也委員 山田恭平委員
（欠席者：杉山直美委員）

○事務局

学校再編推進課 主事 明石風子

■ 傍聴者 一般 1人 市議会議員 1人 報道関係者 1人

1 開会

2 部会員・職員紹介

・部会員及び職員の紹介（【資料1】部会員名簿）

3 部会長・副部会長選出

・要綱第7条第4項に基づき、委員の互選により、部会長に尾上早紀委員、副部会長に中島祥子委員が選出された。

4 議事（要綱第8条に基づき、尾上部会長が議事進行を行う。）

（1）バス通学の範囲

部会長 事務局から資料に沿って説明をお願いします。

事務局 【資料2】により説明

▶今年度のスケジュールについて

本日、第1回通学安全部会を開催し、12月末までにバス通学の範囲と通学路の危険箇所について、バスの購入や危険箇所への対応には、それらの整備に係る予算を措置する必要があるため、検討や協議を進めていく予定としている。通学安全部会は、毎月1回開催する予定としているので、出席をお願いします。

▶バス通学の範囲（通学距離2km以上）について

教育委員会の策定した「玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画」の19ページに、中学校の公共交通機関または通学バス等を利用する範囲は「通学距離がおおむね2km以上の区域」と記述している。

現在中学校の再編において、地域の実情や地理的条件、道路事情を踏まえた上で、徒歩または自転車通学が困難な場合においてもバス通学を検討している段階で、小学校の再編においても、徒歩通学が困難な地域についてバス通学を検討する必要があると考えている。

資料の地図では、幹線道路を黄色の線、幹線道路上で胸上小から2kmの地点を青色の

ポイントマーク、2km 以上の範囲を水色で示している。

鉾立小学校区において、令和 10 年度に 2km 超のバス通学エリアに居住する児童は○名である。この児童数は令和 8 年 4 月時点の居住地を参考にした見込み値である。

上山坂地区においては、老人保健センターコスモス周辺の住宅が 2km 以上の範囲に該当する。令和 10 年度に上山坂地区に居住する児童数は○名であり、○名とも水色で示している 2km 超のエリアに居住しているため、バス通学の対象となる。

北方地区については、コスモスから幹線道路に降りた T 字路より東側が 2km 以上の範囲となっている。令和 10 年度に北方地区に居住する児童数は○名であり、○名とも水色で示している 2km 超のエリアに居住しているため、バス通学の対象となる。

下山坂地区については、居住地から最も近い幹線道路を経由して小学校へ行くまでの実際の距離が 2km を超える地域をバス通学範囲としている。一部の住宅については、幹線道路が小学校から 2km 以内の地点となるため、バス通学範囲に含めていない。ただし、令和 10 年度に下山坂地区に居住する児童数は○名であり、○名とも水色で示している 2km 超のエリアに居住しているため、バス通学の対象となる。

鉾立小学校区の「上山坂」「北方」「下山坂」については、中間峠を超える地域である。中学校再編時に玉原地区を地理的条件からバス通学範囲としたことを踏まえ、この 3 地区においても全域をバス通学範囲とする検討が必要である。

胸上地区については、県道 74 号線の途中地点から東側が 2km 以上の範囲となる。令和 10 年度に胸上地区の 2km 超のエリアに居住する児童は現在のところいない。

番田地区については、全域が 2km を超えるエリアであり、地区全体がバス通学の対象範囲となっている。

山田地区については、西側のピンクで示している 2km を超えるエリアについては、路線バスの運行がないため、シータクでの登下校を想定している。令和 10 年度に山田地区西部の 2km 超のエリアに居住している児童は○名である。

山田地区南側については、一部が 2km を超えるエリアとなっており、後閑小学校区については全域が 2km を超えるエリアである。水色で示している山田地区南部と後閑小学校区において、令和 10 年度に 2km 超のエリアに居住している児童は合わせて○名である。

山田地区南部については、四御神社から幹線道路に降りた T 字路より南側が 2km 以上の地域となっている。地区の分かれ目が周辺になく、境界を定めるのが難しい状況であるが、資料の緑色で示している箇所には用水路がある。昔の小字が記載された地図を確認すると、ちょうどこの用水路がある箇所が小字の境界となっていた。そのため、境界を定める場合は、この小字の境界である用水路を用いるのが適切と考える。令和 10 年度にこの資料で水色で示している範囲に居住する児童数は○名であるが、範囲を用水路まで広げた場合は、追加で○名がバス通学の対象となる。

山田地区西部については、蛭池から幹線道路に降りた十字路より西側が 2km 以上の地域となっている。令和 10 年度に山田地区西部に居住する児童数は○名であり、○名とも 2km 超のエリアに居住しているため、バス通学の対象となる。

登校時のバス・タクシールートについてだが、水色の線はスクールバスのルート、ピンク色の線はシータクにて運行する想定ルート、黄緑色の線は路線バスのルートを示している。下校時は、下校時刻が学年や曜日によって異なるため、路線バス通学の対象地域については、日によってシータク等の他の交通手段を利用することも検討している。その場合は、一緒に下校する児童の居住地に合わせてルートを変更する予定である。学校が毎月、翌月の下校時刻をバス事業者とタクシー事業者へ共有し、連携しながら運行していく想定である。停留所については次回協議する予定である。

(会議録上では各地域の生徒数の情報は非公開とするため人数は、「〇名」と表記する。)

部会長

バス通学の範囲を 2km ちょうどで判断すると難しいと思われるため、各地域でバス通学の範囲をどうするか協議したい。

鉾立小学校区の番田地域については、全域が 2 km 以上とのことなので、全域をバス通学の範囲としてよろしいか。

(一同異議なし)

上山坂、北方、下山坂のバス通学範囲については、中間峠を越える地域となっており、物理的条件からバス通学範囲として検討する必要があるとのことだ。意見があれば求める。

委員

この坂道は中学生も自転車で登るのが大変で、歩いて通学するのは安全とは言えない。同じ地区内でバス通学と徒歩通学が分かれるのは、児童や保護者にとって不公平感があるのではないか。地図では坂の傾斜が分からないが、現地の状況を考慮してバス通学を検討するべきだ。

部会長

上山坂、北方、下山坂については全域をバス通学とすることで決定する。異議はないか。

(一同異議なし)

部会長

次に胸上地区について協議する。胸上地区の境界について意見を求める。

委員

胸上地区は現在住宅がほとんどなく、工場敷地が多い地域だ。今後、住宅が増える可能性は低いと考える。

部会長

次に山田地区南部について協議する。昔の小字の境界である用水路をバス通学範囲の境界として用いることについて意見を求める。

委員

山田地区南部は境界が非常に難しい地域だ。2km 以内の地点をしっかりと協議する必要がある。

委員

通学路で 2km 以内でも徒歩通学させる場合、保護者から反対意見が出ることが多い。特に暑い時期に徒歩通学を強いるのは児童にとって負担が大きい。

事務局

再編計画では徒歩通学距離を 4km から 2km に短縮した経緯がある。他の地区でも同じ基準を適用しているため、変更は難しい。ただし、登下校時の水分補給や日傘の利用など、児童の負担を軽減する対策を学校に求めるべきだと考える。

部会長

2km の基準は再編計画に基づくものであり変更は難しいことを理解していただきたい。

委員

登校班のことを考えると、現在同じ登校班の児童がバス通学と徒歩通学に分かれるのは現実的ではない。

部会長 次回、登校班の状況を確認した上で資料を作成し、協議を進める。
 以上でバス通学範囲についての協議を終了する。本日出た意見を踏まえ、次回事務局
 から最終案を提示する。

(2) 通学路における危険箇所

部会長 事務局から資料に沿って説明をお願いします。

事務局 【資料3】により説明

適正規模適正配置計画では、通学路の変更に伴う危険箇所の再点検を行い、通学の安全対策に努めると明記している。地図上の赤い線は現在の通学路、青い線は再編後に新規で通ることになる通学路を示している。危険箇所については、次回以降の部会で報告を受け、管轄機関へ対策を要望していく予定だ。保護者にも危険箇所について報告いただけるよう、Google フォームのアンケートを配信する予定だ。

5 その他

次回開催予定時期 令和8年10月中旬頃

6 閉会